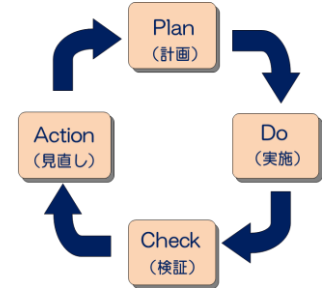


5 環境マネジメントシステムと推進体制

(1) 環境マネジメントシステム

「環境マネジメントシステム」とは、企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等のことで、PDCA（Plan・計画、Do・実施、Check・検証、Action・見直し）サイクルを繰り返し、事業活動を継続的に改善する仕組みです。

本市では、平成 23 年度から「広島市環境マネジメントシステム」を構築し、職員の環境保全に対する意識をこれまで以上に向上させることともに、継続的な環境負荷の低減に取り組んでいます。



《広島市の重点取組》 ～広島市環境方針より～

- ・省エネルギー・省資源の推進
- ・ごみの減量化・リサイクルの推進
- ・環境配慮型物品の購入
- ・公共工事における環境負荷の低減



各所属では、日頃から昼休みの消灯やエコドライブなどに努めるとともに、電力需要が増加する夏季・冬季においては、より一層節電を推進しています。

(2) 広島市水道局環境委員会

水道局では「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」により、省エネ等環境に配慮した事業活動を推進することが求められていることから、平成 22 年度に水道事業管理者を委員長とした環境委員会を設立し、環境保全に関する取組を円滑かつ効率的に実施するため、計画の策定や実施状況等の評価を行うなど、水道局全体で環境にやさしい水道を推進する体制を構築しています。

《環境管理に関する推進体制》

環境委員会	
委員長：	水道事業管理者
委員：	局次長 財務担当部長 営業部長 技術部長 技術部設備担当部長 (エネルギー管理統括者) 技術部維持担当部長
事務局：	企画総務課

エネルギー管理委員会	
エネルギー管理統括者及び各浄水場場長などで構成	
【第一種エネルギー管理指定工場】	
・八木取水場 ・高陽取水場	

環境に関する規制遵守の状況

環境を保全するため、大気汚染防止法、水質汚濁防止法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律など、さまざまな法令等が定められています。

広島市では、これらの法令等を遵守するため、広島市環境マネジメントシステムにおいて、環境法令等登録表を作成し、各局において法令等の遵守状況を確認しています。

水道事業の運営に当たっても環境法令等の遵守に努めており、平成 22 年度に環境報告書を作成して以来、環境に関する法規制の違反はありません。